## 別表第十一 適正管理化学物質(第五十一条関係)

(平一三規則二六一・平一五規則一○・平二四規則一六一・一部改正)

- 一 アクロレイン
- 二アセトン
- 三 イソアミルアルコール
- 四 イソプロピルアルコール
- 五 エチレン
- 六 塩化スルホン酸
- 七 塩化ビニルモノマー
- 八 塩酸
- 九 塩素
- 十 カドミウム及びその化合物
- 十一 キシレン
- 十二 クロム及び三価クロム化合物
- 十三 六価クロム化合物
- 十四 クロルピクリン
- 十五 クロロホルム
- 十六 酢酸エチル
- 十七 酢酸ブチル
- 十八 酢酸メチル
- 十九 酸化エチレン
- 二十 シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)
- 二十一 四塩化炭素
- 二十二 一・二一ジクロロエタン
- 二十三 一・一一ジクロロエチレン
- 二十四 一・二一ジクロロエチレン
- 二十五 一・三一ジクロロプロペン
- 二十六 ジクロロメタン
- 二十七 シマジン
- 二十八 臭素化合物(臭化メチルに限る。)
- 二十九 硝酸
- 三十 水銀及びその化合物
- 三十一 スチレン
- 三十二 セレン及びその化合物
- 三十三 チウラム
- 三十四 チオベンカルブ
- 三十五 テトラクロロエチレン
- 三十六 一・一・一ートリクロロエタン
- 三十七 一・一・二一トリクロロエタン

三十八 トリクロロエチレン

三十九 トルエン

四十 鉛及びその化合物

四十一 ニッケル

四十二 ニッケル化合物

四十三 二硫化炭素

四十四 砒素及びその無機化合物

四十五 ポリ塩化ビフェニル

四十六 ピリジン

四十七 フェノール

四十八 ふっ化水素及びその水溶性塩

四十九 ヘキサン

五十 ベンゼン

五十一 ホルムアルデヒド

五十二 マンガン及びその化合物

五十三 メタノール

五十四 メチルイソブチルケトン

五十五 メチルエチルケトン

五十六 有機鱗化合物(EPNに限る。)

五十七 硫酸

五十八 ほう素及びその化合物

五十九 一・四一ジオキサン